

カロリヌ・ポステル=ヴィネ教授に対する名誉毀損訴訟について

笹川日仏財団（以下、「当財団」といいます。）は、2009年3月、フランスの政治科学財団（Sciences Po - Ceri [パリ政治学院-国際調査研究センター]）の研究ディレクターであるカロリヌ・ポステル=ヴィネ教授を当財団に対する名誉毀損で、パリ地方裁判所に訴訟提起しました。この裁判は本年6月28日に最終弁論を終え、9月22日に判決が出る予定です。この裁判の過程において、当財団が、学問、研究、表現の自由を侵害し、歴史的事実を修正するために司法に訴えているなどの誤った認識に基づく言論が繰り返されてきましたが、当財団は、そのような言論によって他の方々に誤解を生じさせないためこの声明を発表することといたしました。

○学問、研究、表現の自由の原則を堅持

当財団は、学問の自由、研究の自由、表現の自由の原則を全面的に守ります。誰に対してであれ、当財団がその学問的研究内容や研究活動に圧力をかけたことは決してありません。研究をある特定の方向に向かわせるために影響力を行使したり、ある研究テーマを特別扱いしたり、当財団の資金協力を得て行われた活動を何らかの結論に導くような介入をしたことも全くありません。当財団は、これを保証いたします。これまで当財団の支援を受けた団体や個人の方々は、学問的規範を尊重すること以外何らの条件を課せられることなく、常に自分たちの研究成果を自由に報告してきました。

○法的手段に訴えた理由

学問の自由、研究の自由、表現の自由の原則は公益法人として認められた使命を全うするために必要不可欠なものであり、当財団はこれらの原則を堅持します。しかしながら、根拠のない情報を基にした、他者の人権を侵害する言動は、決して許されるものではありません。このたび、当財団が名誉毀損で司法に訴えるという決定を下したのは、カロリヌ・ポステル=ヴィネ教授が、表現の自由において許される範囲を大幅に越え、当財団に対して名誉毀損となる事柄を論述したことに起因するものであります。以下、本件の経緯についてご説明します。

○訴訟提起に至った経緯

フランス国際関係研究所（IFRI）は、在パリの日本大使館からアドバイスを受け、「新しい日仏パートナーシップに向けて」と題する国際シンポジウム開催のため、当財団に対し支援要請をされました。このシンポジウムは日仏外交関係樹立150周年を記念して企画され、2008年12月18日に開催されました。しかし開催の2日前になって、カロリヌ・ポステル=ヴィネ教授はシンポジウムの参加者やパートナー団体、また多くのジャーナリストへ向け、「日仏外交関係150周年記念のために戦争犯罪者である笹川が何故？」と題したメールを送った上、フランス外務省に後援を取り下げよう求めました。このメールには「覚書：笹川良一（1899-1995）、笹川帝国と笹川財団」と題するドキュメントが添付されていました。

このメールと添付資料の中で、カロリヌ・ポステル=ヴィネ教授は以下のような指摘を行いました。

1. 笹川日仏財団は、A級戦犯である笹川良一の名前を冠している。

2. 笹川日仏財団がこのイベントのメインパートナーとして選ばれたことは遺憾である。
3. 日本にある笹川財団および笹川日仏財団の1名の理事が、ある重要な国際機関の幹部を選ぶ選挙の際、アフリカ代表者たちの票と引き換えに「寄付」の約束をした件にかかわっているらしい。
4. 笹川日仏財団は、当時のフランス政府高官を巻き込むよう、影響力をいろいろ駆使し設立の認可を得た可能性がある。
5. 「財団は、第2次世界大戦時のナチス信奉者の名前を冠し、現在もネオナチスを支援するような組織に匹敵する」とのあるフランスの大学教員の言葉を引用した。

当財団は、弁護士にも相談し、上記の指摘すべてが当財団に対する重大な名誉毀損となるものであり、当財団のスタッフやパートナー、理事の名誉をも損なうものであると考え、裁判所に訴訟提起する決定を下したのです。

○なぜ財団の重大な名誉毀損と考えるか

先ず、カロリヌ・ポステル=ヴィネ教授は、そのメールの中で「笹川日仏財団はA級戦犯である笹川良一の名前を冠している」と記載しました。1995年に逝去した笹川良一がA級戦犯容疑で逮捕・収監されたのは事実ですが、起訴にいたらず釈放されました。そうであるにもかかわらず、当財団がA級戦犯の名前を冠しているという断定をし、これを流布することは当財団の名誉を損なうものであります。ただし、当財団は、笹川良一氏個人の名誉を回復しようとしたり、ましてや、司法手段によって歴史的事実を修正しようなどという意図はまったく持ち合わせておりません。上記記載によって毀損された当財団の名誉を回復することが訴訟提起の唯一の目的です。

次に、笹川日仏財団がある国際機関のトップに特定の人物を当選させるための画策にかかわったようだ、と記載することも名誉毀損となります。当財団の資金がこのような不正な目的に使われたのではないかという指摘は、フランスの公益法人の運営に関する大きな認識不足を露呈することにほかなりません。すなわち、公益法人は、公認会計士が会計報告を管理すること、監査法人がそれを監査すること、そして執行委員会がそれを承認し、理事会がその承認に有効性を認めること、などが要求されており、このことからしても、当財団の資金が上記のような不正な目的に使われることがあり得ないことは明らかです。また、政府の代表者1名が理事会に議席を持っていますし、会計報告および関連文書一式が、審査のため主務官庁および管轄の地方自治体に毎年送られています。当財団の支出が疑惑の対象になったことはありませんし、当財団の管理は常に模範的だと判断されてきました。

また、当財団が影響力をさまざまに駆使し、公益法人としての認可を得たようだとの指摘についてですが、そのような事実は一切ありません。なお、このような指摘は当財団の名誉のみならず、当時のフランス政府高官を含む関係者の名誉にもかかわることです。

さらに、何より重大なのがナチスとの比較についてです。当財団は、何らナチスと比較されるような問題は一切有しておらず、そのことは、当財団が設立時から6年間、第一級のレジスタンスの闘士であり、傑出した外交官であったジャン=ピエール・ブリュネ大使が理事長として就任していたことから明らか

です。

○むすび

当財団は、1990年3月23日政令により認可されたフランスの公益法人で、その使命は当財団の定款第1条にもあるとおり、「日本とフランスの文化・友好関係を促進する」ことです。20年前の設立以来、当財団はシンポジウムや交流、出版などの活動を通じ、日本とフランスの研究者を、それぞれの研究分野、思想・信条、名声の有無に関係なく支援し、自由でオープンな対話ができるような環境を創るための努力を行ってきました。

結論として、ここで再び断言いたしますが、当財団は学問の自由、研究の自由、表現の自由の原則に忠実なる存在です。大学人・学者による研究は完全に自由に行われるものですが、根拠のない情報を基にした、他者に対する人権を侵害する言動は、決して許されるものではありません。

当財団のフランス人および日本人理事は、ボランティアで時間を割き、財団の運営と活動にあたっています。なぜならば、当財団が日仏関係のために果たす使命の重要性を確信しているからです。当財団は、その設立以来、財団の運営とプロジェクトの選択において、模範的な仕事をしてきたことをここに公式に言明いたします。

2010年9月8日

笹川日仏財団